○国土交通省告示第千百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十二日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　北部大阪都市計画道路事業３・５・２０５　２６号千里山佐井寺線

三　事業施行期間　自平成二十一年三月二十五日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○国土交通省告示第千百四十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月十二日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5258号	船速距離計	ＪＬＮ－205ＭＫ２	日本無線株式会社	東京都三鷹市下連雀五丁目１番１号

○国土交通省告示第千百四十三号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十六年十一月二十七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月十二日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5175号	信号灯（携帯式）	ＳＰＭ－Ｌ01	株式会社湘南工作所	発光部の電源構造を変更

○国土交通省告示第千百四十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の十一第一項の規定により、平成二十六年十一月二十八日付けをもって、大阪港及び神戸港における埠頭群を運営する者を指定したので、当該指定を受けた者について、同法第四十三条の十一第十二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十二日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　港湾運営会社の商号及び本店の所在地

イ　商号

阪神国際港湾株式会社

ロ　本店の所在地

神戸市中央区御幸通八丁目一番六号

二　意見書の処理の経過

意見書の提出なし

三　当該港湾運営会社の指定の理由

１　阪神国際港湾株式会社の埠頭群の運営の事業の内容は、大阪港港湾計画及び神戸港港湾計画に適合するものであると認められる。

２　１のほか、阪神国際港湾株式会社は、埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確実な計画を有するものであると認められる。

３　阪神国際港湾株式会社は、埠頭群を運営することについて十分な経理的基礎を有するものであると認められる。

４　大阪港埠頭株式会社及び神戸港埠頭株式会社が所有し、阪神国際港湾株式会社が借り受けて運営する埠頭と埠頭群とを一体的に運営することは、埠頭群の運営の効率化に資するものであると認められる。

５　以上により、阪神国際港湾株式会社は港湾法第四十三条の十一第一項各号に掲げる要件を備えていると認められることから、同社を大阪港及び神戸港における埠頭群を運営する者として指定する。

○防衛省告示第二百四十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、共同使用の条件変更及び追加提供が平成二十六年十二月十日次のとおり決定された。

平成二十六年十二月十二日　防衛大臣　江渡　聡徳

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	要摘
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	土地：約五九〇平方メートル

航空自衛隊が光通信ケーブル用地として共同使用する。

◎共同使用の条件変更

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	要摘
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	土地：約四、五〇〇平方メートル

航空自衛隊が教育訓練用施設の建設用地等として共同使用する。

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	要摘
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	土地：約四、六〇〇、〇〇〇平方メートル

「航空施設として共同使用する」を「航空施設及び教育訓練用施設の建設用地等として共同使用する」に変更する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	要摘
二〇六四	岩手岩手山中演習場	滝沢市	国有	建物：約二〇〇平方メートル 工作物：水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間：平成二十七年一月二十四日から同年二月十五日までの間

条件等：陸上自衛隊岩手駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

三〇八七	池子住宅地区及び海軍補助施設	逗子市	国有	建物：約六九〇平方メートル 工作物：門等 管理事務所等として追加提供する。